

平成26年10月7日
九州森林管理局

発注者と国土交通省等が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について

建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から国土交通省等と連携して農林水産省においても取り組んできました。

今般、九州森林管理局も発注者として、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、国土交通省等と連携して下記のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

なお、本件については、平成26年10月7日以降の入札公告から適用します。

記

1. 契約の相手方からの社会保険料等未加入建設業者の排除

(1) 平成26年10月7日以降に入札公告を行う工事（平成27年度以降に契約を締結するものを除く。）において、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）について、参加資格がないものとします。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

このため、当該工事の入札公告及び入札説明書の競争参加資格の項に、以下の文言を追加しました。

(○) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出がない者を除く。）でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

※ なお、入札参加者が上記届出の義務を履行しているか否かについては、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する直近の通知書（総合評定値通知書）の写しの提出により確認することとなります。

(2) 平成27年度以降に締結する工事の請負契約に係る一般競争に参加する者に必要な資

格の審査（「建設工事等契約事務取扱要領標準例の制定について」（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知））別添第5条に基づく資格の審査をいう。）においては、社会保険等未加入建設業者の申請を受け付けないこととなります。

2. 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

1. (1) に定める工事（平成27年度以降に契約を締結するものを含み、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築工事一式の場合は4,500万円）以上になるものに限る。）において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接契約を締結するものに限る。以下「一次下請契約」という。）の相手方としてはならないこととなり、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認し、下請契約の相手方が社会保険等未加入建設業者である場合は、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面の提出を求め、必要な場合にはヒアリングを実施し、特別の事情を有しないと認めた場合等は、制裁金を請求することとなります。

3. このため、「国有林野事業の請負契約に係る契約書について」（平成7年11月28日付け7林野管第161号の別添2「国有林野事業工事請負契約約款」を、下記のとおり改正しました。

第7条の2を追加

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

7条の2 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方として はならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難になる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。

この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

3 発注者が、受注者が第1項の規定に違反していると認める場合又は前項前段に定

める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第51条に「制裁金」の文言を追加

（制裁金等の徴収）

第51条 受注者がこの契約に基づく制裁金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2. 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

サンプル

審査基準日 許可平成 年 月 号

電 話 番 号
市 区 町 村 コ ー ド
資 本 金 額
完 成 工 事 高 / 売 上 高 (%)
行 政 庁 記 入 欄

殿

[金額単位：千円]

許可区分	建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点 (Z)
			N年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 N年平均	技 術 職 員 数		その他			
	010 土 木 一 式					一級 (講習受講)	基幹	二級			
	011 プレストレストコンクリート										
	020 建 築 一 式										
	030 大 工										
	040 左 官										
	050 とび・土工・コンクリート										
	051 法 面 処 理										
	060 石										
	070 屋 根										
	080 電 気										
	090 管										
	100 タイル・れんが・ブロック										
	110 鋼 構 造 物										
	111 鋼 橋 上 部										
	120 鉄 筋										
	130 ほ 装										
	140 し ゆ ん せ つ										
	150 板 金										
	160 ガ ラ ス										
	170 塗 装										
	180 防 水										
	190 内 装 仕 上										
	200 機 械 器 具 設 置										
	210 熱 絶 縁										
	220 電 気 通 信										
	230 造 園										
	240 さ く 井										
	250 建 具										
	260 水 道 施 設										
	270 消 防 施 設										
	280 清 掃 施 設										
	そ の 他										
	合 計										

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額		
利益額		
評 点 (X ₂)		

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値

平成 年 月 日

印

(参 考)

経営状況	決算	経営状況	決算
純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
負債回転期間		自己資本比率	
総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
売上高経常利益率		利益剰余金	
		評 点 (Y)	

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		
営 業 年 数		
民生再生活又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令遵守の状況		
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発費		
研究開発の状況		
建設機械の所有及びリース台数		
建設機械の保有等の状況		
ISO9001の登録の有無		
ISO14001の登録の有無		
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		
評 点 (W)		

科 目	決算	科 目	決算	科 目	決算	科 目	決算
固定資産		自己資本		売上総利益		経常利益	
流動負債		総資本(当期)		受取利息配当金		営業キャッシュフロー(当期)	
固定負債		総資本(前期)		支払利息		営業キャッシュフロー(前期)	
利益剰余金		売上高					

- 「自己資本額」の欄に「*」がある場合には、自己資本額数値の算出において2期平均を採用した場合の評点または数値。
- 「行政庁記入欄」については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項で、特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。